

## 千代田区立内幸町ホールの利用再開について (令和3年6月18日更新)

千代田区立内幸町ホールは、令和3年4月25日(日)に緊急事態宣言が発出されたため臨時休館を続けていましたが、緊急事態宣言が解除されることを受け、令和3年6月21日(月)から利用を再開します。

なお、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が実施されている間は、一部利用を制限します。ご利用にあたっては、下記の利用条件をご確認ください。

なお、今後の状況等により、再度、利用の制限や休止をすることがありますので、あらかじめご了承ください。

利用条件に変更があった場合は、当ホームページでお知らせします。  
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 ご予約・ご利用可能な時間枠について

令和3年6月21日(月)からまん延防止等重点措置が終了するまでの利用分について、ご予約・ご利用可能な時間枠は下記のとおりとします。

- ・午前
- ・午後
- ・夜間(ただし18時~20時まで)※

※夜間枠の利用料金は50%減額します。詳細については、お問合せください。

### 2 定員について

令和3年6月21日(月)からまん延防止等重点措置が終了するまでの利用分について、次の要件をすべて満たす場合は、収容率100%以内(定員:183名)で利用可能です。

※ただし、親子室は引き続き利用を休止します。

- 
- (1) 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベントであること。  
[イベントの例【内閣官房資料より】\(PDF 1.23 MB\)](#)
  - (2) 下記の「イベント開催時の必要な感染防止策①②」及び「3 利用者に講じていただく感染防止対策」を遵守すること。  
[イベント開催時の必要な感染防止策①②【内閣官房資料より】\(PDF 1.6 MB\)](#)
- 

上記以外の公演については、収容率50%以内(定員:91名)としてください。  
(「91名来場時の座席図(PDF 492KB)」を参照)

### 3 利用者に講じていただく感染防止対策

#### 1 マスクの着用について

主催者・出演者・来場者全員、マスクを着用してください。

チラシ・ポスター等で開催告知をされる場合は、「マスク着用での来場」を周知してください。

マスクをお持ちでない方に対しては、主催者で配布してください。

演出上差支えがない場合、登壇者もマスクを着用してください。マスクを外して登壇する場合も待機中はマスクを着用してください。

#### 2 体調チェックの実施について

主催者・出演者全員の発熱がないか等の体調チェックを行ってください。

来場者に来場時の検温と体調がすぐれない場合は、来場を見合わせていただくよう事前に周知してください。

#### 3 接触感染防止対策について

主催者・出演者・来場者全員、手指消毒を徹底してください。（原則として来場者用の消毒液は主催者でご用意ください。）

不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。

入場時のチケットもぎりの簡略化等を実施してください。

チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避けてください。避けられない場合には、手袋の着用をしてください。

#### 4 利用者の把握について

主催者・出演者・来場者の名簿（氏名・連絡先）を作成し、ご利用日から1カ月間保管してください。個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じるようにしてください。感染が疑われる者が発生した場合は、名簿の提出など保健所等の公的機関に協力を行ってください。

接触確認アプリ（COCOAなど）の通知サービスの周知をしてください。

#### 5 換気対策について

舞台・客席・ロビーともに空調を停止することはできません。

客席の扉は頻繁に開放してください。特に支障がない場合は、利用中常時開放してください。

上演中も休憩時間を設けるなどの対策を行ってください。

#### 6 来場者への対応について

可能な限り会話は控えていただくよう周知してください。

来場者に接触するような演出は行わないでください。（来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）

出演者への面会等は控えていただくよう周知してください。

入退場時や休憩時間のトイレ・ホワイエ等での密集を回避する措置（休憩時間の延長や座席列ごとの時間差退出等）をとってください。

#### 7 ゴミの廃棄について

ゴミは各自でお持ち帰りください。

#### 4 内幸町ホールにおける感染防止対策

- 1 感染防止のための注意喚起の掲示について  
壇上・ロビー・楽屋・待機スペースなどでは、「ソーシャルディスタンスの確保」及び「3密」防止のための注意喚起を掲示します。  
その他、感染防止に必要な注意喚起を掲示します。
- 2 施設内の消毒と換気について  
ドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒、施設内の換気について十分な対応を行います。楽屋口やトイレ等、利用者の出入りが多い箇所に消毒液を設置します。
- 3 職員の体調管理等について  
出勤前の検温や職員の体調チェックを徹底します。  
勤務中のマスク着用・手洗い・手指消毒等を徹底します。

★その他、感染防止のため施設から利用に関するお願いをすることがあります。